

淀川水系流域委員会 第5回住民参加部会（2003.5.27開催）結果概要

03.6.6 庶務作成

開催日時：2003年5月27日（火） 15:00～18:40

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員 11名、河川管理者 16名、一般傍聴者 55名

1 決定事項

- ・各委員は、説明資料（第1稿）への部会としての意見に追加・修正すべき内容を6月4日（水）までに庶務に提出する。
- ・住民参加に関する他部会や委員会での意見も、住民参加部会からの第1稿への意見に取り入れる。委員は、他部会や委員会からの意見の中で「これは入れるべきでない」というものがあれば、上記と併せて提出する。
- ・上記の委員からの意見およびこれまでの部会・委員会での意見のとりまとめを、庶務より6月9日（月）に部会委員に送付する。
- ・各委員は6月9日に送付予定の意見のとりまとめに対する修正意見を6月12日（木）までに庶務に提出する。
- ・部会長、部会長代理は委員からの意見をもとにして意見のとりまとめの最終修正を行い、第22回委員会（6/20開催予定）にて報告する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート（第1稿）」についての意見交換
）議論の進め方について

部会長より、資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに本日第1稿に関する意見交換を一通り終え、6/20の委員会に提出する部会からの意見をまとめたいとの提案があり、上記「1 決定事項」の通り進めることとなった。

）委員会および他部会の議論内容について

資料2-2「住民参加に関する委員会・他部会での意見」をもとに委員会や他部会で議論された住民参加に関わる内容について説明が行われ、その後部会長の提案で上記「1 決定事項」の通り決定した。

）意見交換

資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに、これまで部会で議論されていない第1稿の内容（環境、治水、利水、利用、ダム）について意見交換が行われた。主な意見については「4 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名より「5/25の琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(若者討論会)で提案をした。結果を他の部会や委員会などでまた議論してほしい」「住民の本音を聴く仕組みが必要/身近な水質検査をしたいと思っているが、やり方を教えてくれる所がない」等の発言があった。

3 その他

- ・第6回住民参加部会の日程については、委員会、他部会の状況等を踏まえ後日調整する。
- ・河川管理者より「対話集会を早急に行いたい、重要なキーポイントとなるファシリテーターとして適切な方が思い当たらないので、具体的な個人名でなくても構わないので、ご意見を伺いたい。また、テーマについては、『狭窄部開削の当面未着手』、『河川敷におけるグラウンドの問題』、『川上ダム、余野川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討』、『水供給管理から水需要管理への転換』の4つを考えているが、ご意見を伺いたい」との要望があり、部会終了後、委員と河川管理者で意見交換が行われた。さらに意見が必要な場合には、河川管理者に要望を整理していただき、次回運営会議にて委員会としての対応方法について検討することとなった。

4 主な意見

「説明資料(第1稿)」および「具体的な整備内容シート(第1稿)」についての意見交換進め方について

- ・説明資料(第1稿)には様々な委員会や協議会等が記載されているが、これらの位置づけについてまず共通のコンセンサスをとった上で個別に検討した方がいいのではないかと。

項目を全て残さず議論したいので、項目ごとに順番に進めていきたい。その際個別の内容に関わって全体的な意見を言ってもらえばよい。(部会長)

全体に関わる部分

- ・提言は総括的に書いているが、河川管理者は自分達の河川管理業務を想定して述べているので合わない部分が出てきている。そこに留意して、提言の理念が活かされているか、またはどう活かすべきかをより具体的に詰めていくべき。
- ・住民との連携は、計画の策定時においてもその後の実施段階においても一緒にやっていくということだと思う。先日のダムの説明では、見直しに1、2年という数字が言われていたが、その数字は例えば委員会の環境の専門の委員などに環境への影響調査にかかる期間を聞いた上で出た数字ではなかったと思う。まだ行政だけで何でもやっていこうという意識が根強いように感じるが、それを変えないと住民との連携は進まない。
この住民参加部会では、今まで行政が管理してきた河川行政をどれだけ住民自治に移行していけるかを議論している。河川管理者も、これまでの河川の管理という考えから住民自治を活かした管理、或いは改善といった考え方に転換すべきである。
- ・様々な協議会は、問題点を協議するだけでなく、どのように持続的に住民の声を聴き続け、またそれを計画等に反映させるかということも協議項目の一つにすべき。
- ・淀川水系流域委員会の提言の理念や精神、考え方がここで述べられている各種の委員会や協議会にどこまで受け継がれるか心配している。河川管理者はどのように考えているのか。

各種委員会等で行われている協議の内容や状況、その決定を、また、協議がうまく進まない場合には問題点を、この流域委員会に報告し、助言をしていただきたいと考えている。(河川管理者)

- ・官民一体の人のネットワークが基本と思う。平常から意見交換し問題点を確認しあうこと、そしてそれを次の世代につなげることが大切だ。各地で組織を動かしている人たちをどう横でつないでいくかが課題である。

協議会や委員会に住民の代表を入れるだけでなく、関係住民が誰でも参加できる開かれた流域フォーラムのようなものが協議会等と並列して設置されることで住民参加は機能するのではないか。

環境分野

- ・5.2.4の水質管理協議会の設立の項で、「住民代表」と書かれているが、この場合の住民とはどのようなことを考えているのか。また、積極的な住民参加という言葉も書かれているが、5.1.2では住民との連携・協働という言葉が使われており、参加と協働では内容が違う。

これまで流域の水質管理協議会では関係自治体等だけで水質管理をやっていたが、なかなか浄化が進んでいない。そこで、住民の協力を得てやっていく必要があると考え、住民が参加できる仕組みとして、この協議会に住民の代表の方に入ってもらいたいと考えている。(河川管理者)

既存の組織に住民代表を入れるだけで実際に住民参加として機能するかは疑問である。協議会に住民の代表を入れるだけでなく、公聴会やヒアリング等を実施して住民と積極的に連絡をとり、住民と相談しながらやっていくことが必要。

地域の人たちにとって、川が汚いかきれいかというのは水の透明度や生き物がいる等の視覚的情報が大きく影響しており、CODやBODという行政や研究者の指標とは違った認識の仕方がある。人々に関心をもってもらうきっかけや情報がどのようなものかについて部会から具体的に提言することも大事だ。

琵琶湖辺で蛍を取り戻そうという試みをしているが、これには水質も生態系も含まれている。水質や生態系をよくしましょうというより、蛍がたくさんいる川を取り戻そうという方が住民には入りやすい。地域の人々がイメージを持てるような呼びかけが大事であり、そのようなやり方を工夫してほしい。

住民が積極的に何かやろうとするためにはビジョンが必要である。参加することでこのように良くなるという直感、あるいは確信がなければ動かない。淀川水系の環境回復を協議するような場にして、そこを出発点にして水質を協議するという流れにしないと、このままではきちんとした住民参加はできないのではないかと。

現状では項目ごとに縦割りの協議会が考えられているが、住民は縦割りではないので、縦割りでない参加の仕組みを考えるべき。

河川管理者でできることの範囲内で計画をつくっているのですがこのような縦割りの住民参加になる。提言で出された河川環境自然再生化計画のようなものをわかりやすい指標で示して、河川管理者が音頭をとって省庁も住民も参加してそれに向かって皆で考えるような大きな場を考えてはどうか。まずは学識経験者を含む検討会という形でも良いと思う。

5.2.4の4)にある水質事故の防止・対処については、原因が事業者であることが多く対処は行政にしかできないこともある。しかし住民が異変に気づくことからその早期発見が可能になるので、地元の人々の目や五感を取り込むことが大事である。もう一つの汚濁原因である面源負荷については、住民や自治体の意識を変えていく必要があり、ただ協議会に住民の代表を入れてその中で語るだけでは不十分である。子どもや主婦などが楽しみながら、環境保全に貢献しているという実感を得ながらできるような切り口を見つけなければならない。一方で、正確なデータをとろうとするとそれなりの体制とお金がかかるので、その支援体制や助成制度等があることが望ましい。

河川管理者は、河川を流域としてとらえず、もっと広い面として捉え、川に関わる間接的な行動にも目を向けて、そこにいかに住民が関わっていくべきか、という視点から見て欲しい。(部会長)

- ・様々な箇所に出てきているモニタリングやアセスメントには、全て住民の参加が必要である。資料2-2のP4に環境・利用部会で出た意見として「モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある」とあるが、生物について詳しい住民だけが参加できるのではなく、誰でも参加できるという新しい考え方を浸透させるべき。その方法や仕組みをつくっていかなければならない。また、モニタリングをして絶滅危惧種が見つかった場合、結局それを移植して終わりになりがちだが、大事なのはその生育環境なので、種だけ移植しても意味はない。

住民側に継続性があるかということを開発側、河川管理者側は気にしているのではないか。その意味では、住民は継続的に関わるべく努力すべきである。あるいはそのためのシステムを考えなければならない。(部会長)

- ・アメリカでは、たとえば水質の改善計画が詳細に書かれたプログラムが存在し、 年間でこれだけ回復する、そのためにこのような作業をする、ということが書かれていて、その手法について住民参加で意見を聴くようになっている。その場合、例えば4つ程代替案があり、それぞれについて環境アセスメント、費用便益分析をした上で住民の意見が聴かれるので、住民も判断がしやすい。計画という概念についてどう考えるのか、水質改善のために単なる組織を考えるのか、アメリカの例のような実行プログラムを考えるのか問題になる。

治水分野

- ・ダムの説明には代替案の説明もあったが、治水の部分ではそれが無い。代替案の検討はあったのか。

今回堤防強化を一つの柱としているが、従前の考え方では不十分であったのでこのようになった、という説明をさせていただいた。この従前の考え方というのはある意味代替案であったと理解しているが、まだその他の代替案もあるので、それについては整備内容シートを充実させて示していきたい。(河川管理者)

専門家でない住民は一つの案だけ出されても意見が言いにくい、いくつかの代替案があって比較すると言いやすくなる。また、説明の際に急にパワーポイントを見せられるより、計画書の中で代替案を書いて説明している方が意見を言いやすい。

説明資料と整備内容シートの両方を使って住民の方々に説明していく考えであり、代替案が考えられるものについては整備内容シートの方に記載していきたい。(河川管理者)

- ・治水・防災に関しては、河川レンジャーのことが出てきていないが、中間とりまとめで出していた河川レンジャーの役割の半分は治水・防災に関することである。第1稿では計画策定のところに主に河川環境や環境学習という役割で記されているだけだが、この河川レンジャーや流域センターの位置づけについて再考してもらいたい。

第1稿では環境学習について触れているだけだが、この役割だけではないと考えており、第2稿では具体的にどのような方々にどのような事をお願いするかを記載すべく現在詰めているところである。(河川管理者)

中間とりまとめに採用された河川レンジャーについての内容を加筆修正したものを資料2-1 補足の2頁以降に載せているので、もう一度委員も含めてよく読んで考えていただきたい。資料2-1 補足に記していることだが、河川レンジャーや流域センター設置検討会といったものをつくり、そこで具体化に向けた検討をしてはどうか。河川レンジャーの養成や処遇等についても考える必要がある。委員会の委員だけでなくオープンでこの検討会を行い、皆で考えて具現していきたいと考えている。

上記の意見については、部会の意見としても出すが、それを待たずにできれば6/20の委員会で出される予定の第2稿に反映していただきたい。(部会長)

この資料2-1 補足に書かれている内容はビジョンとして大切だが、実態を調査することも必要だ。既に水防団がある、あるいは自治会の中に堤防委員がいる等があれば、それをうまく活かして流域センターにもっていくべき。水害の知恵も調査して残すことができる。調査はデータよりもプロセスが重要であり、調査に関わる中で本気になる人が出てきて河川レンジャーの主体になっていくという過程があることが大事だ。それをソフトのプログラムとして組んでほしい。

河川レンジャー制度の運用をどのくらいの細かさでやるのか、ということまできっちり詰める必要がある。また、防災に関してだが、地域の災害の記憶は完全に断絶していることが多い。消防訓練のように、学校と連携して、地元を良く知る水防団の人に話をしてもらおう等を検討してほしい。

- ・現在の河川では、ゴルフやバーベキューなどができるため、「恐ろしい」という観念はなくなっている。そのような住民の認識を招いたことに対し反省の言葉が整備計画にあるべきではないか。

利水分野

- ・治水もそうだが、利水は加害者と被害者の関係がはっきりしており、論点もはっきりしているので、その論点を徹底的に議論できる仕組みをつくらなければならない。また、ダムについて治水でも利水でも何も記載されていないが、それぞれに関する部分を明確にしないと議論ができない。利水については、精査確認のやり方からその結論までを示した上で、関係住民と行政、自治体との議論の場をつくるべき。
- ・5.4の(3)で、農業用水の慣行水利権について法定化の促進と書かれているが、慣行水利権は農地が減ればそれだけ水を取る権利は減るというものである。したがって、法定化

しなくても用途間転用は認められるはずであるが、この点に誤解があるのではないか。

慣行水利権については、おっしゃられた通りで誤解はないと思う。ただ、田んぼの水を考えており、冬場に使っていない慣行水利権をどう転用するかがネックとなっている。これについては、維持用水として必要な部分は転用できない等の問題があり、現在、実態の把握に努めているところである。(河川管理者)

- ・蛇口の向こうにあるのは水道局でなく川であり、自分達が流した水も川に行くことを住民に意識させ、渇水対策や水需要の抑制に参加させる取り組みが重要だ。河川レンジャーはこのような取り組みもすべき。

利用分野

- ・5.5.1の淀川水面利用協議会のところには、住民の参加について書かれていない。既存の淀川水面利用協議会には住民の代表が入っているのかもしれないが、そうであるならどのような方が入っているのか知りたい。また、協議会を通して住民参加をするということなら、その活動過程でどのような住民参加が行われるべきかをここに入れるべき。

既存の組織に住民がどのような形で参加しているのか、今はわかりかねるので、確認してまた報告する。(河川管理者)

- ・水面利用協議会と河川利用委員会の関係はどうなるのか。また、地域毎に河川利用委員会を設置し、案件毎に意見を聴くということだが、その際公園の付近の人の意見だけではなく、自然保護団体の意見も聴く等が必要ではないか。

水面利用は水上でマリンスポーツ等を行う利用、河川利用は河川敷の利用として区別している。河川利用委員会は、利用の申請が出された際にその是非を検討するものであるが、環境、都市計画の専門家の方々や流域の自治会の方に参加して頂き、申請者と河川管理者は入らず委員会が住民に意見を聴く形を考えている。このことについては第2稿でまた委員会に諮りたい。前回“保全”がないという意見があったので、名称の変更も考えている。(河川管理者)

- ・グラウンド等をつくって防災の気持ちさえ失わせたという反省に基づくなら、4.5.2の(1)の最後の4行「しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用についてはこの案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする」は削除すべき。そうしないと住民参加の水質モニタリングや環境のモニタリング、アセスが活きてこない。

その部分は環境面から見た利用、あるいは狭い日本の土地利用の問題としてなど、幾つかの議論があると思うので、河川管理者に判断してもらわなければならない。その結果出た第2稿に対して、また意見を言ってもらいたい。(部会長)

ダム

- ・ダムについては、資料2-1P38の<検討の論点>についてもこれでよいか検討してほしい。

(部会長)

- ・利水目的が治水目的に、そして環境保全目的に、とダムの必要性の根拠がころころ変わることに、住民は不信感を抱く。必要性を誰がどう決めるのか、という疑問が出てくる。また、これまで水の使い捨て社会が構造的につくられてきたが、水は使いまわせば10が100にもなる。このことも考慮し、水政策や水哲学がこのダム議論の中に入ると、社会の信頼

も少しは得られるのではないか。

- ・先日のダムの説明で代替案の説明もされていたが、その代替案の説明のプロセスが簡単すぎて納得できるものではなかった。また、費用効果分析は出されていたが、費用便益分析も必要である。費用効果分析では、既に投入された用地買収費や工事費は参入されていない一方で、代替案の方は新たにかかる費用を出して分析していた。ダムの寿命による償却費等の説明もなかった。環境に対する影響については、ダムをつくるとこれだけ環境に良いという説明はあったが環境に悪い面の方はあまり説明されなかった。もう少し公平で丁寧な、客観的に判断できるような説明がないと誘導のようになる。
- ・川上ダムの見直し案の説明で、これまでの経緯から地元の合意を得るのは不可能である、と想像で簡単に決め付けていた。少なくとも住民の意見を聴いてから、その結果、やはり難しい、という表現にすべきだと思う。(部会長)
- ・全てのダムが見直し、検討になるとの説明があったが、その際河川管理者が見直すだけでなく、住民が参画して一緒に見直すことが必要だ。
- ・精査確認ができていない状態で、既設ダムの目的を変更してまで新設ダムを推進しようというのはおかしい。また、ダムの建設コストについては住民によく説明し、それだけのコストをかける必要性を納得してもらえるようであればならない。
- ・ダムの場合、既に技術が確定していてプロセスが見えているが、例えば遊水地は目に見えないところでの地道な苦勞の結果つくられてきた。住民参加は行政組織の中で評価されずしんどいと感じているが、それは努力した成果が見える、物ができたということを好む日本社会の価値観に問題がある。目に見えない苦勞を評価する行政システムや社会とならなければならぬことを行政の担当者も理解してほしい。
- ・提言には、ダムの建設について住民の社会的合意ということ述べているが、第1稿にはこの言葉がない。なぜ欠落したのか教えてほしい。(部会長)

ダムに限らず全てにおいて、住民の合意を得て実施していくことを前提としている。

「妥当と判断される場合に実施する」と書いているが、それは住民の社会的合意が得られているかを踏まえて判断することだと認識している。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から発言があった。

- ・5/25の琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(若者討論会)で幾つかの提案をした。この意見聴取試行の会の結果やそこでの意見を琵琶湖部会だけでなく他の部会や委員会などでまた議論してほしい。
- ・川に落ちた子どもに、「だから川に近づくなと言ったでしょ」と母親が強く叱るのを目撃した。住民の意見と言うのは本当に難しいので、その本音を聴く仕組みが必要である。住民の意見を聴くのは大切だが、責任のある人が100年の計を考えて決定して欲しい。また、身近な川の水質検査をしたいと思っているが、なかなか方法がない。どこかへ持っていくと調べてくれるといったことで十分なので、そういったきめ細かい対応が欲しい。

親の立場からは危険に近づくなと言いたいが、同じ人が環境保全の委員会では川に近づきましょうと言うかもしれない。一人の人間が多面的な意見を持つということも含めて、住民意見は簡単ではない。(委員)

その他

- ・対話集会を早急に行いたい、重要なキーポイントとなるファシリテーターとして適切な方が思い当たらない。具体的な個人名でなくても構わないので、ご意見を伺いたい。また、テーマについては、『狭窄部開削の当面未着手』、『河川敷におけるグラウンドの問題』、『川上ダム、余野川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討』、『水供給管理から水需要管理への転換』の4つを考えているが、ご意見を伺いたい。(河川管理者)

対話集会の開催場所だが、河川敷以外の3つのテーマに関しては上流のダム建設予定地と下流のダム建設費用を負担する受益者との両方と対話集会をしなければバランスがとれない。

これまで委員会で様々な方に意見聴取をしてきたが、そのような方々に、どのような方がファシリテーターに相当であるかを訊いてみるのはどうか。

その質問に対する反応はこの部会ではなく委員会ですべき。今回はこの部会が終わった後有志の委員に残っていただいて河川管理者と話してはどうか。(部会長)

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。